

第3章 公益財団法人山形県建設技術センター

第1 法人概要

1. 基本情報

(緑町会館2階一外観)



(下水道事業所山形浄化センター(維持管理対象施設)一外観)



団体名称	公益財団法人 山形県建設技術センター
所在地	山形市緑町一丁目9番30号
設立年月日	昭和54年4月1日
団体代表者	理事長 小松 喜巳男
所管部局	県土整備部 管理課
基本財産	72,940千円
資本金・出損金	72,940千円(41,470千円、56.8%)

(県 割 合)	
主 な 出 資 者	山形県、県内市町村
設 立 目 的	建設技術の向上と建設事業の効率的な推進を支援するとともに、下水道事業に係る維持管理の支援等を行うことにより、良質な社会資本の整備並びに生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与し、広く県民の福祉の増進を図る。
主 な 事 業 内 容	<p>1. 建設技術者の技術力向上及び発注者等への技術支援事業</p> <p>① 研修支援業務</p> <p>② 普及啓発・情報提供業務</p> <p>③ 技術相談・助言業務</p> <p>④ 災害復旧初期支援業務</p> <p>⑤ 災害関連ボランティア支援</p> <p>2. 流域下水道施設の維持管理事業</p> <p>① 運転維持管理支援業務</p> <p>② 下水道の普及啓発業務</p> <p>③ 下水道技術者養成業務</p> <p>3. 積算・監督補助等発注者支援事業</p> <p>① 公共工事に関する積算・監督補助等支援業務</p> <p>② 社会資本の老朽化対策等の総合支援業務</p> <p>③ 災害復旧支援業務</p> <p>④ 積算システム支援業務</p> <p>⑤ 道路施設台帳システム運用管理及び建設副産物等有効利用支援業務</p> <p>⑥ 建設工事元請下請関係適正化指導支援業務</p> <p>⑦ 総合評価落札方式支援業務</p>
情報公開 (HP)	http://www.y-ctc.jp/index.html

(沿革)

昭和 54 年 4 月 1 日	財団法人山形県建設技術センター設立
平成 23 年 4 月 1 日	財団法人山形県下水道公社と統合 (下水道公社設立：昭和 61 年 4 月 1 日)
平成 25 年 4 月 1 日	公益財団法人へ移行

2. 役員・職員などの状況

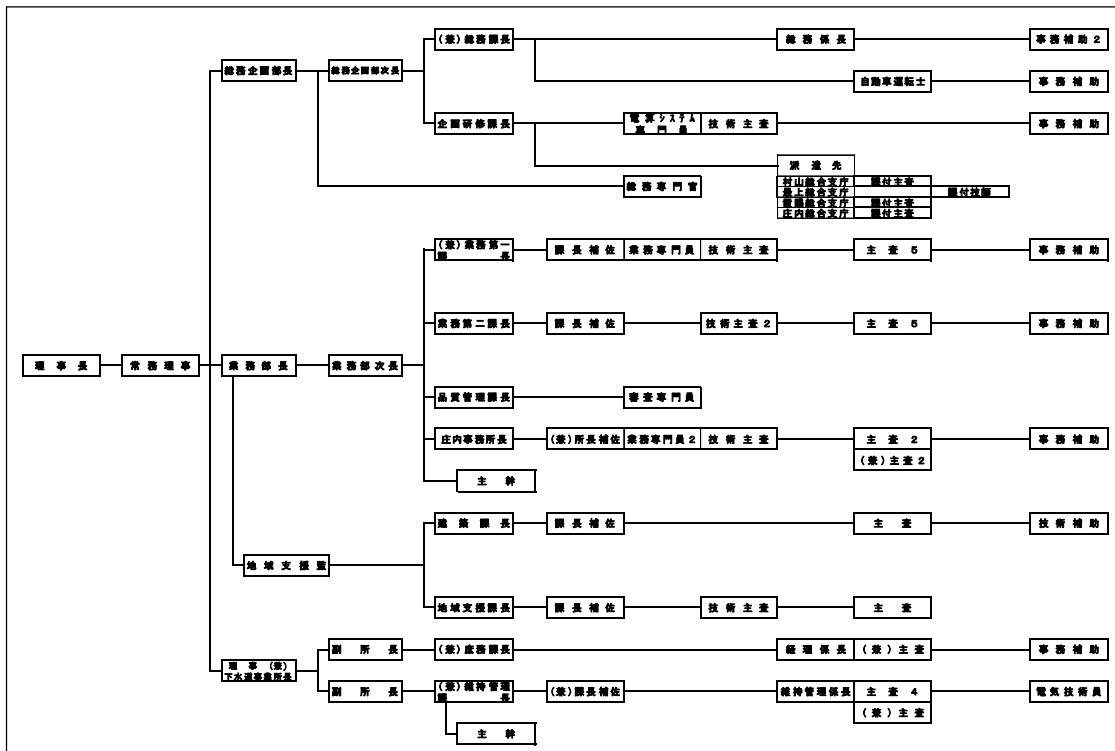
(単位：人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
役員数 (理事・監事)	常勤	3	2	3
	うち県職員	0	0	0
	うち県OB	3	2	3
	非常勤	14	7	6
	うち県職員	1	1	1
	うち県OB	0	1	0
職員数	常勤	55	57	57
	うち県職員	0	0	0
	うち県OB	2	4	4
	非常勤	9	10	10
	うち県OB	0	0	1
県職員計		1	1	1
県OB計		5	7	8

※各年度とも4月1日現在

3. 組織図

(平成 26 年 4 月 1 日時点)



4. 財務状況

(財政状態)

(単位:千円)

	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
流動資産			
現金預金	415,568	476,876	442,007
未収金	181,063	204,236	231,935
その他	415	6,283	6,591
流動資産合計	597,046	687,395	680,534
固定資産			
基本財産	72,940	72,940	72,940
特定資産	2,069,858	1,994,245	1,902,864
退職給付引当資産	612,650	582,832	510,621
減価償却引当資産	70,588	76,513	83,442
地域振興技術研修基金	680,800	246,000	219,900
建設技術支援事業資金	0	454,900	454,900
事務所整備積立資金	88,000	32,000	32,000
道路施設台帳システム整備資金	0	127,000	127,000
経営安定積立資産	475,000	475,000	475,000
研修事業推進積立資産	115,100	0	0
受入保証金積立資産	27,720	0	0
その他	146,619	138,578	133,690
固定資産合計	2,289,417	2,205,763	2,109,494
資産合計	2,886,463	2,893,158	2,790,027
流動負債			
未払金	197,090	199,049	228,477
その他	56,227	83,228	37,471
流動負債合計	253,317	282,277	265,948
固定負債			
借入金	0	0	0
退職給付引当金	610,294	582,832	510,621
その他	27,720	0	0
固定負債合計	638,014	582,832	510,621
負債合計	891,331	865,109	776,569
指定正味財産	62,940	62,940	62,940
一般正味財産	1,932,192	1,965,109	1,950,518
正味財産合計	1,995,132	2,028,049	2,013,458
負債・正味財産合計	2,886,463	2,893,158	2,790,027

(損益の状況)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	2,169,658	2,244,555	2,360,666
財産運用益	3,312	2,971	3,313
事業収益	2,160,066	2,235,313	2,351,399
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
その他	6,280	6,271	5,953
経常費用	2,201,920	2,204,194	2,375,040
事業費	2,077,257	2,190,855	2,361,129
管理費	124,662	13,339	13,911
当期経常増減額	△32,262	40,361	△14,374
2. 経常外収益	0	0	0
3. 経常外費用	108	0	45
当期経常外増減額	△108	△0	△45
法人税及び法人住民税	0	7,444	172
当期一般正味財産増減額	△32,370	32,917	△14,591
一般正味財産期首残高	1,964,562	1,932,192	1,965,109
一般正味財産期末残高	1,932,192	1,965,109	1,950,518
II 指定正味財産増減の部			
受取補助金	0	0	0
一般正味財産への振替額	0	0	0
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	62,940	62,940	62,940
指定正味財産期末残高	62,940	62,940	62,940
III 正味財産期末残高	1,995,132	2,028,049	2,013,458

5. 県費受入状況

(県費受入額の推移)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金	—	—	—
受託金	2,111,149	2,171,157	2,245,040
借入金	—	—	—
出資金	41,470	41,470	41,470

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

(平成 26 年度の県費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額
受託金	土木工事に関する設計及び積算等業務委託	460,751
	流域下水道維持管理業務委託	1,784,288

6. 事業概要

(1) 事業の内訳

- ①建設技術者の技術力向上及び発注者などへの技術支援事業
- ②下水道施設関連事業
- ③積算・施工監理及び行政補完支援事業

(2) 各事業の内容

本法人が実施している各事業の内容は下記のとおりである。

①建設技術者の技術力向上及び発注者などへの技術支援事業

当該事業においては、県及び市町村など技術職員を対象として、橋梁点検研修から土木設計演習研修、エキスパート育成研修など、基礎研修・専門研修・育成研修・総合研修という形で研修会を体系化して開催している。また、県総合支庁へ職員を派遣する地域振興技術研修業務、測量技術を通じて次世代の人材育成などを図ることを目的として、県内の高校生によるサーベイコンテストなどを行う普及啓発業務を行っている。

さらに、市町村が管理する道路施設の点検や診断に対する助言、災害復旧事務に関する講習会、災害復旧模擬訓練の開催なども行っている。

②下水道施設関連事業

当該事業においては、小学生や地域住民などの施設見学者を積極的に受け入れ、下水道の仕組みや施設の状況を説明し、施設を案内することによって下水道事業に関する普及啓発活動を行っており、平成 26 年度の施設見学者は、4 浄化センター合わせて 36 団体、1,181 名となっている。また、下水道技術に関する調査研究、下水道技術者養成のための研修会の開催を行っている。さらに、最上川流域下水道山形処理区、村山処理区及び置賜処理区並びに最上川下流流域下水道庄内処理区の 4 処理区の施設・設備に係る運転管理をはじめ、水質管理、汚泥の処分、放射性物質の測定などを行っている。

③積算・施工監理及び行政補完支援事業

当該事業においては、県の県土整備部及び総合支庁から、積算、施工監理、まちづ

くり検討会支援、積算システム支援、舗装台帳整備、元請下請関係適正化業務などについて 486 件、430,492,320 円、県土整備部以外の部局から施設などに関する積算、施工監理業務として 29 件、30,259,060 円を受託した。県内の地方自治体より、積算、施工監理、道路施設点検、町立中学校改築事業に係わる発注者支援業務として 54 件、104,304,240 円を受託した。

第2 組織・ガバナンス及び人件費

(組織・ガバナンス及び給与計算事務の概要)

1. 役員（理事・監事）について

本法人における理事及び監事の職務は、定款で下記のとおりとされている。

理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する（定款第23条）。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する（定款第24条）。

任期（定款第25条）は、理事は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。監事は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

役員の数及び選任方法は、下表のとおりとされている。

根 拠	員数：定款第21条 選任方法：定款第22条
員 数	・理事 5名以上10名以内 (理事長：1名 専務理事：2名以内 常務理事：3名以内) ・監事 2名以内
選 任 方 法	評議員会の決議によって選任 なお、理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって選定

また、平成27年度の役員は下表のとおりである。

(平成27年4月1日現在)

役職名	区分	氏名	所属
理 事 長	常 勤	小松 喜巳男	県OB
常 務 理 事	常 勤	渡邊 修	県OB
常 務 理 事	常 勤	吉田 郁夫	県OB
理 事	常 勤	松田 正	県OB
理 事	非 常 勤	上坂 克巳	山形県県土整備部長
理 事	非 常 勤	宍戸 義宣	米沢市建設部長
理 事	非 常 勤	渡会 悟	鶴岡市建設部長
理 事	非 常 勤	阿子島 功	山形大学名誉教授
監 事	非 常 勤	今田 進	山形県信用保証協会常勤監事
監 事	非 常 勤	川井 雅浩	(株)塚田会計事務所専務取締役

10名（理事：8名 監事：2名）

常勤役員は4名であり、その他の理事及び監事は非常勤役員である。本法人からの要請に基づき、常勤役員は全員県職員OBが就任している。

次に、役員報酬については、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬などの支給の基準に従って算定した額を報酬などとして支給することができる（定款第 27 条）。当該規定を受け、直近で報酬改正された平成 27 年 3 月 31 日開催の評議員会では、下表のとおりとされている。

役職	報酬月額	
	改正後	改正前
理 事 長	650,000 円以内	610,000 円以内
専 務 理 事	500,000 円以内	450,000 円以内
常 務 理 事	450,000 円以内	400,000 円以内
理 事	400,000 円以内	350,000 円以内

(単位：円)

勘定科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業費	0	4,858,515	9,813,420
管理費	8,542,800	1,105,785	1,936,980
合計	8,542,800	5,964,300	11,750,400
常勤役員数（人）	3	2.4	3
一人あたり報酬	2,847,600	2,485,125	3,916,800

※上記、常勤役員数は各年度の 4 月 1 日現在の人数を記載している。なお、役員交代は、定期評議員会が開催される 6 月末である点に留意すること。

※上記の事業費及び管理費は、役員報酬として費用計上されたもののみ記載している。

2. 評議員について

本法人における評議員は評議員会を組織し、評議員会は法人のガバナンス確保のための最高の責任を負うため、下記の権限を保有している。

<p>(定款第 15 条)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事及び監事の選任又は解任 ・ 理事及び監事の報酬等の額 ・ 評議員に対する報酬等の支給の基準 ・ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認 ・ 定款の変更 ・ 残余財産の処分 ・ 基本財産の処分又は除外の承認 ・ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

評議員の任期（定款第 12 条）は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

評議員の員数及び選任方法は、下表のとおりとされている。

根 拠	員数：定款第 10 条 選任方法：定款第 11 条
員 数	7 名以上 12 名以内
選 任 方 法	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員選定委員会において実施 ・評議員選定委員会は、評議員 1 名、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 5 名で構成 ・選定委員は、本人、3 親等内の親戚を含め、法人及び関連団体に関係しない（したことがない）ことが条件

また、平成 27 年度の評議員は下表のとおりである。

(平成 27 年 4 月 1 日現在)

氏名	所属
後藤 紀夫	山形県県土整備部次長
江袋 一宏	山形県県土整備部管理課長
高橋 英信	山形県県土整備部下水道課長
永澤 浩一	山形県環境エネルギー部次長
武田 良一	山形市上下水道部長
多田 源四郎	山辺町副町長
八木 浩司	山形大学地域教育文化学部教授
山畑 信博	東北芸術工科大学デザイン工学部教授
渡辺 均	(株)山形銀行常務取締役
井元 勝	東日本建設業保証(株)山形支店長

10 名（全員非常勤）

次に、評議員の報酬について、定款第 13 条において、各年度の総額が 500,000 円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬などの支給の基準に従って算定した額とされている。評議員は全員が非常勤のため、実際の支給額は評議員への出席に対して、1 日 10,800 円が支給されているのみである。

3. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位：人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
職員数	常勤	55	57	57
	うち県職員	0	0	0
	うち県OB	2	4	4
	非常勤	9	10	10
	うち県OB	0	0	0
県職員計		0	0	0
県OB計		2	4	4
職員数に占める県職員数 (県OBを含み、非常勤職員を除く)		3.6%	7.0%	7.0%

※各年度とも4月1日現在

職員の人件費については、「職員給与規程」「職員退職手当支給規程」及び関連要綱によって規定されている。

「職員給与規程」より抜粋

(給与)

第2条 給与は、給料、管理職手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、特殊勤務手当、資格手当、住居手当及び単身赴任手当を支給する。

2 賞与は、期末手当、勤勉手当及び寒冷地手当を支給する。

「職員退職手当支給規程」より抜粋

(退職手当の受給者)

第2条 退職手当は、職員が退職し、又は解雇されたときはその者に、職員が死亡したときはその遺族に支給する。

(退職手当の支給制限)

第8条 退職手当は、職員が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

(1) 山形県職員の身分を有する者

(2) 山形県を退職し、センターの職員となった者

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員及び評

議員の選任、ガバナンス体制、県職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、評議員会及び理事会の議事録の閲覧、並びに職員の人件費に係るサンプルを抽出した取引に関して、本法人の「職員給与規程」「職員退職手当支給規程」及び関連要綱に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「職員給与規程」「職員退職手当支給規程」及び関連要綱に従い、平成 26 年度に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当、並びに 1 か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規定に基づいて行われていた。

(2) 役員報酬の遡及適用について

本法人では、平成 26 年度において、評議員会、理事会、評議員選定委員会が下表のとおり開催されている。

(評議員会 開催状況)

会議名	開催年月日	開催形式	議題
第 2 回 評議員会 (定時)	平成 26 年 6 月 17 日	会議	【報告事項】 ・平成 26 年度事業計画及び収支予算について ・平成 25 年度事業報告について 【決議事項】 ・平成 25 年度収支決算について ・評議員選定委員会員として評議員が推薦する委員について
評議員会	平成 26 年 8 月 5 日	書面	評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・評議員候補者の選任について
評議員会	平成 27 年 3 月 31 日	書面	評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・理事並びに監事の選任について ・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について ・評議員候補者の選任について

(理事会 開催状況)

会議名	開催年月日	開催形式	議題
理事会	平成 26 年 4 月 1 日	書面	理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長の選定について ・ 評議員候補者の選任について ・ 評議員選定委員会の日時及び場所の決定について
第 124 回 理事会 (通常)	平成 26 年 5 月 29 日	会議	【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 第 2 回評議員選定委員会の結果について ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について ・ 資金の運用状況について 【決議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成 25 年度事業報告及び収支決算について ・ 事務代決及び専決に関する規程の一部改正について ・ 文書管理規程の一部改正について ・ 組織規程の一部改正について ・ 第 2 回定時評議員会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項について
第 125 回 理事会	平成 26 年 6 月 17 日	会議	【決議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員選定委員会の委員について
理事会	平成 26 年 7 月 15 日	書面	理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 <ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の決議の省略を行うことの決定について ・ 評議員候補者の選任について ・ 評議員選定委員会の日時及び場所の決定について
第 126 回 理事会 (通常)	平成 27 年 3 月 26 日	会議	【報告事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 理事長及び常務理事の職務執行状況について ・ 平成 26 年度収支決算（見込み）について ・ 公益法人立入検査の結果について ・ 中期経営計画の策定等について 【決議事項】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 組織規程の一部改正について ・ 事務代決及び専決に関する規程の一部改正について ・ 職員給与規程の一部改正について ・ 職員定数規程の一部改正について ・ 建設技術支援事業資金取扱規程の一部改正について ・ 危機管理規程の制定について ・ 平成 27 年度事業計画について

会議名	開催年月日	開催形式	議題
			<ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年度収支予算について ・平成 27 年度資金調達及び設備投資の見込みについて ・評議員選定委員会に推薦する評議員候補者について ・評議員会に推薦する理事候補者並びに監事候補者について ・評議員会の決議の省略を行うことの決定について ・重要な使用人の選任について

(評議員選定委員会 開催状況)

会議名	開催年月日	開催形式	議題
第 2 回 評議員選 定委員会	平成 26 年 4 月 21 日	会議	<p>【説明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度事業計画について ・平成 26 年度収支予算について ・平成 26 年度資金調達及び設備投資の見込みについて <p>【決議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員の選任について
第 3 回 評議員選 定委員会	平成 26 年 8 月 21 日	会議	<p>【説明事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 25 年度事業報告について ・平成 25 年度収支決算について <p>【決議事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・評議員の選任について

上表のうち、平成 27 年 3 月 31 日に評議員会の決議があったものとみなされた事項として、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について」が決議されている。当該決議事項は、理事長はじめ、常勤の理事に対する報酬が、増額改定されたものである。また、当該決議によって、平成 26 年度中に役員に支払われた 12 か月分の報酬に遡及的に適用され、平成 27 年 4 月に支給された役員報酬に上乘せされている。

ただし、議事録には下記のとおり記載されているにすぎず、過去に遡及する旨の記載はない。

「評議員会議事録」より抜粋

1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容

(2) 役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について(定款第27条)第4条の別表第1を次のとおり改める。

役職	報酬月額	
	改正(案)	現行
理事長	650,000円以内	610,000円以内
専務理事	500,000円以内	450,000円以内
常務理事	450,000円以内	400,000円以内
理事	400,000円以内	350,000円以内

通常、期間における決議は、決議があった日付以降に効力が発生するものであり、遡及的に決議事項の効力を適用させる場合には、遡及する旨を評議員会若しくは理事会の議事録への記載、必要に応じた規定化などの対応が必要である。【指摘事項】

(3) 評議員会及び理事会における決議の省略について

公益財団法人では、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条及び第194条において、いわゆる「決議の省略」が認められている。当該法律によれば、評議員(又は理事)が一堂に会して評議員会(又は理事会)を開催しなくても決議を行うことができる、という利点がある。しかし、組織の運営方法として、「決議の省略」を多用することは評議員会(又は理事会)を「形骸化」することになり、特に、重要な議案がある場合には、評議員(又は理事)が一堂に会し、活発な議論を行うことが有用である。

本法人の場合、前述の平成27年3月31日に評議員会の決議があったものとみなされた事項「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について」は、定款で評議員会のみ認められている決議事項のひとつである。つまり、評議員会が理事会に対して、ガバナンス機能を発揮する重要な議案と言える。そのような議案を「決議の省略」により対応することは、評議員会のガバナンス機能が十分に発揮されない恐れもあるため、法令により認められているものではあるが、評議員会の決議の省略については、各案件の内容や緊急性等を総合的に勘案して判断するよう十分配慮されたい。【意見】

第3 収入

(収入事務の概要)

本法人における収入は、下表のとおり、大部分を県もしくは県内市町村からの受託事業収益によって構成されている。

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	2,169,658	2,244,555	2,360,666
財産運用益	3,312	2,971	3,313
事業収益	2,160,066	2,235,313	2,351,399
受取補助金等	0	0	0
受取負担金	0	0	0
その他	6,280	6,271	5,953

平成26年度における受託事業収益の主な内訳は下表のとおりである。

(流域下水道の維持管理事業)

受託先	事業名	金額 (単位：円)
山形県	平成26年度最上川流域・下流流域下水道施設維持管理業務委託契約	1,784,288,123

(発注関係事務等の支援事業)

受託先	事業分野	箇所	金額 (単位：円)
村山総合支庁建設部	都市計画、道路、河川、砂防・防災対策、下水道などに係る設計・積算業務	95	107,460,000
村山総合支庁建設部西村山		44	34,575,120
村山総合支庁建設部北村山		37	26,091,720
最上総合支庁建設部		41	38,611,080
置賜総合支庁建設部		51	43,515,360
置賜総合支庁建設部西置賜		88	55,759,320
庄内総合支庁建設部		119	88,643,160
本庁県土整備部		11	35,836,560
本庁その他部署	環境・施設整備事業、漁港施設強化事業など	29	30,259,060
県内21市町村	積算、施設点検、監理	54	104,304,240
その他	積算、畜産基盤整備工事支援	5	1,815,480
合計		574	566,871,100

本法人では、平成 23 年に(財)山形県下水道公社を統合したことから、従前は下水道公社が実施していた流域下水道事業施設の管理事業を引き継いでいる。当該事業に係る事業規模が非常に大きいため、受託事業収益が多額に計上されているが、実費精算方式により、県からの受託料収入を支出金額と同額となるよう調整・返還しているため、収支差額は 0 である。

一方で、収益事業として実施している県もしくは県内市町村から受託している都市計画、道路、河川、砂防・防災対策、下水道などに係る設計・積算業務は、平成 26 年度で 574 箇所、566,871,100 円の収益を計上し、本法人における主要事業のひとつである。

当該収益を計上するための収入事務について、「経理規程」によって定められている。

「経理規程」より抜粋

第 4 章 会計及び収入、支出

(収入の調定)

第 18 条 収入徴収担当者は、収入の事由が発生したときは、収入すべき要件が具備しているかどうかを調査し、決定（以下「調定」という。）しなければならない。

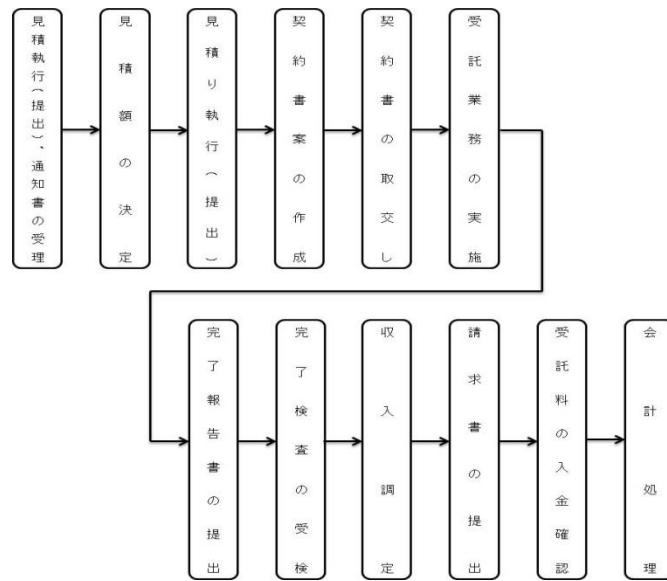
2 収入徴収担当者は、前項の規定により調定したときは、収入に係る伝票を発行し、審査に必要な書類を添えてこれを出納員に送付して収入の通知をしなければならない。

3 前 2 項の規定は、収入の調定を構成する場合に準用する。

(収入の通知等)

第 19 条 収入徴収担当者は、前条の規定による収入を調定し、又は更正したときは、直ちに債務者に対し納入（更正により減額となった時は、その旨を）通知又は請求をしなければならない。ただし、理事長が特に必要がないと認めるときは、この限りではない。

上記を踏まえ、本法人では、収入事務の手続きを実施している。収入事務の流れは下表のとおりである。



(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「経理規程」及び「事務代決及び専決に関する規程」、県が規定する「山形県財務規則」に基づいて、収入事務手続きが実施されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 「事務又は事業実施伺」の記載不備について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、「執行伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。

(単位:円)

受託先	法人内管理番号	金額
村山総合支庁建設部	27	3,633,120
村山総合支庁建設部西村山	63	1,747,440
村山総合支庁建設部北村山	112	561,600
最上総合支庁建設部	12	4,189,320
置賜総合支庁建設部	210	410,400
置賜総合支庁建設部西置賜	52	3,022,920
庄内総合支庁建設部	85	1,556,280
本庁県土整備部	280	529,200

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、今回確認された以外の取引についても同様に記載が漏れている可能性がある。

本法人が定める「文書管理規程」によれば、施行年月日の記載に関する具体的な規定はないが、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。【指摘事項】

また、そもそも「文書管理規程」に施行年月日の記載を求める規定がないことが問題である。「山形県文書管理規程」（下記参照）を参考にして、「文書管理規程」に施行年月日の記載を求める規定を盛り込む旨の改定が必要である。【指摘事項】

「山形県文書管理規程」より抜粋

(決裁文書の処理)

第 32 条 施行文書には、施行年月日を記入しなければならない。

2 起案者は、施行文書に番号を付けたときは、当該施行文書に係る番号及び施行年月日を、当該施行文書に係る決裁文書及び文書番号簿（別記様式第 7 号）に転記しなければならない。ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号が付されるときは、文書番号簿に転記することを要しない。

(2) 1 者随意契約理由について

県から受託している設計・積算業務については、見積合わせの上、随意契約にて契約を締結している。そもそも本法人の設立趣旨が、県及び市町村が建設工事を執行するにあたり必要な測量・調査設計・積算を担い、円滑に執行できることを目的としており、法人の設立趣旨に鑑みれば、随意契約にて契約することは妥当と考えている。

ただし、他の都道府県においては、随意契約を見直す検討を行っているところもある。

例えば、大阪府では、「外郭団体との競争性のない随意契約について、外郭団体への支援といった誤解を招くことのないよう、徹底した見直しを行う」こととし、「競争性のない随意契約が継続される場合は、その具体的な理由などを検証し、その結果を公表する」という対応が行われている。香川県においても、大阪府と同様に外郭団体との随意契約を行った場合は、契約名称、随意契約の理由、契約金額などを公表している。

こうした取組みを行う背景としては、競争性を排除しつつも、外郭団体の支援と取られないよう、透明性のあるガバナンス体制を構築していることを住民へ説明するために行われているものとする。

本法人における設計・積算業務は、随意契約にて契約を締結することを否定するものではないが、県として、適正なガバナンス体制を構築した上で、住民に対して、本法人と随意契約を行っていることを説明する必要がある。この点に関して、本法人を所管する県土整備部管理課に対して確認したところ、県と本法人との契約はこれまで適正に執行してきたが、一般的なチェック体制に留まっているため、他都道府県の先行事例なども参考にし

ながら、今後、適正価格等での契約締結に向けたガバナンスの体制を構築していくとのことであった。

以上のように、適正価格等での契約締結に向けたガバナンス体制が構築されるように、可能な限り早期に取り組んでいただきたい。【意見】

第4 支出・契約

(支出・契約事務の概要)

本法人における支出・契約事務は、消耗品などの購入から事務室などの修繕工事、市町村からの受託事業に係る道路施設・橋梁の点検業務委託など、非常に多岐にわたり、かつ、重要な事務のひとつである。

本法人において、支出・契約事務については、「経理規程」によって定められている。

「経理規程」より抜粋

第4章 会計及び収入、支出

(支出負担行為)

第21条 支出負担行為者は、センターの支出の原因となるべき行為（以下「支出負担行為」という。）をしようとするときは、支出すべき要件が法令、予算又はその他の定めるところに従い、これをしなければならない。

(支出命令)

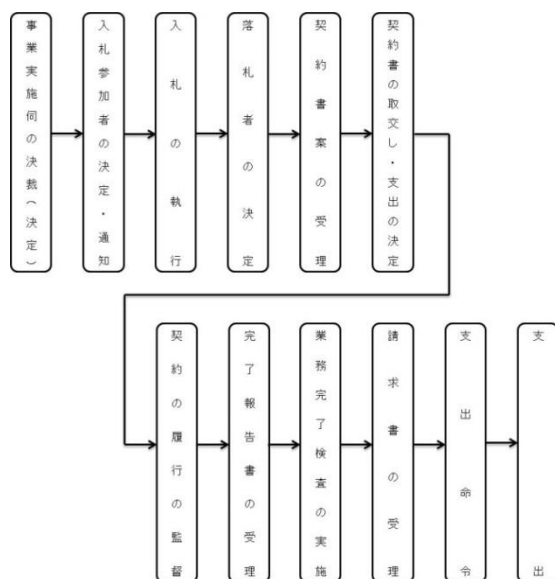
第22条 支出命令者は支出を決定したときは、支出に係る伝票を発行し、証拠書類等を添えて出納員に支出命令をしなければならない。

第6章 契約

(契約)

第39条 契約は山形県の契約に関する規程等を準用して行う。

上記を踏まえ、本法人では、「山形県財務規則」に基づき支出負担行為の手続きを実施している。支出・契約事務の流れは下表のとおりである。



(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「経理規程」及び「事務代決及び専決に関する規程」、県が規定する「山形県財務規則」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。

また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認している。

(監査の結果)

(1) 「事務又は事業実施及び支出伺」の記載不備について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、「事務又は事業実施及び支出伺」に施行日の記載のない取引が複数確認された。

(単位:円)

種類	件名	契約の方法	契約日	金額
修繕	(公財) 山形県建設技術センター 2階事務室及び1階ロッカー室改修工事	1者随意契約	H27.3.19	5,242,320
委託	薬師町通り・栄町大通り街づくり支援業務委託	1者随意契約	H26.7.24	2,414,880
	土木積算システム基準改定業務委託	1者随意契約	H26.7.24	1,832,760
	道路施設総点検(地域一括発注の1)業務委託	指名競争入札	H26.10.28	2,992,680
	道路施設総点検(地域一括発注の2)業務委託	指名競争入札	H26.10.29	3,904,200
	橋梁点検(地域一括発注)業務委託	指名競争入札	H26.11.14	4,892,400
	道路施設総点検(地域一括発注の3)業務委託	指名競争入札	H26.11.26	9,095,760
	道路施設総点検(地域一括発注の4)業務委託	指名競争入札	H26.11.26	6,815,880
物品	基準改訂サービス	1者随意契約	H26.7.24	12,690,000
	Microsoft Office Open License	指名競争入札	H27.3.27	1,846,605

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、今回確認された以外の取引についても同様に記載が漏れている可能性がある。

本法人が定める「文書管理規程」では、施行年月日の記載に関する具体的な規定はないが、文書を起案するときには、施行年月日の記載欄のある起案文書を用いることとされている。決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。【指摘事項】

(2) 1者随意契約理由について

本法人では、平成26年度に民間企業に委託し、事務室及び役員室、ロッカー室の改修工

事を実施した。当該改修工事は、平成 27 年度の人事異動に伴い、役員及び職員の増員が予定されていたことから、役員室及び執務室の拡張するために実施したものである。また、執務室の拡張に伴い、従前執務室内にあった女子ロッカーなどの移転と移転先スペースの改修工事も合わせて実施した。

改修工事を請け負った民間企業は、本法人が設置されているビルを当初建設した業者であった。

上記の状況により、本法人では下表のとおり、「1 者随意契約理由書」を作成し、契約締結を行っている。なお、「1 者随意契約理由書」とは、随意契約を行うにあたり必要となる書類であり、適用法令や契約先の選定理由などを記載したものである。

平成 27 年度より経営体制の強化を図るため役員及び職員の増員を予定しており、現役員室及び執務室の拡張工事が必要となった。

これに伴い、現在執務室内にある女子ロッカー等の 1 階への移転が必要となり、このための 1 階移転場所の工事が必要となった。

新年度始動に合わせて工事の完成が必要なことから工期が限られていること及びこれまでのセンター内改修工事の実績があり、当会館の新築工事以来それぞれの改修工事を一手に担当してきた下記業者と随意契約により改修工事を委託するものである。

(中略)

3 契約方法

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号による随意契約

「地方自治法施行令」より抜粋

(随意契約)

第百六十七条の二 地方自治法第二百三十四条第二項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

1 者随意契約とした理由（適用法令）は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号（競争入札に適さない契約）とされている。その根拠として、工期が限られていること、及び新築工事以来、改修工事を一手に担当してきたことなどを挙げている。

しかし、1 者随意契約の理由として、新年度の人事異動が年度末に近い日付で通知されることは理解できるが、当初から増員が見込まれていたのであれば、見積書を複数者から事前に入手しておくなどの対応をする時間的な余裕は確保されていたと考える。

また、改修工事の内容は、限られた工期の中で、コンピュータシステムの稼動に支障を来たさないうで電算室フリーアクセス床切下げ工事を施工しなければならないという、デリ

ケートな要素があることを考慮すれば、新築・改修工事の実績があり、安心して任せられる業者に1者随意契約で発注したことは理解できなくもないが、他の業者が施工不可能であるとは言い難い。

以上から、本契約においては、複数者からの見積合わせを実施し、より経済的な調達を行うべきであった。また、現状のように1者随意契約を実施する場合、県民から競争性を欠く不適切な取引について疑念を抱かれないよう、1者随意契約の適用要件を厳格に適用し、説得力のある理由を記載すべきである。【指摘事項】

(3) 全国建設技術センター等協議会理事会開催に係る経費支出について

本法人の運営にあたっては、全国建設技術センター等協議会（以下、「全技協」という。）に加盟し、事業を実施している。

全技協は、昭和49年3月に、設立目的を同じくする全国の建設技術センター（本法人を含む。）などが、会員相互の健全な発展と技術及び地位の向上を目指す目的で結成された。

全技協の主な事業は下記のとおりである。

- | | |
|---|---------------------------|
| 1 | 会員の事業に関する調査研究及び連絡調整 |
| 2 | 会員の事業に関する情報の収集及び提供 |
| 3 | 経営委員会を設置し、会員の経営上の調査研究の実施 |
| 4 | 技術委員会を設置し、会員の建設技術の調査研究の実施 |
| 5 | 会員の公共土木施設等災害復旧事業の相互応援 |

全技協では、理事会が年に3回開催されており、平成26年8月に山形県で平成26年度全技協理事会が2日間にわたり開催された。開催概要については下記のとおりである。

【参加者】 全国13団体 35名（うち、本法人から5名参加）

【スケジュール】

- | | | |
|-----|-------------|----------|
| 1日目 | 15:30～17:00 | 理事会 |
| | 17:30～19:30 | 意見交換会 |
| 2日目 | 8:30～12:00 | 現地視察（山寺） |

理事会の開催にあたっては、理事会の幹事県は他県の建設技術センターが担い、幹事県に対して会費が各加盟法人から支払われているが、開催県として本法人が理事会及び意見交換会で下表のような諸経費を別途支出している。

費用区分	項目	単価（税込）	数量	金額
雑費	お土産代（ぐい呑み）	2,100円／個	30個	63,000円

会議費	さくらんぼゼリー	335 円／個	35 個	11,725 円
	ラ・フランスジュース	150 円／個	35 個	5,250 円
	飲み物代	—	35 名	19,933 円
	日本酒	—	5 本	38,275 円
	山形舞子 (車代 2,060 円含む)	10,800 円／時	3 名 × 2 時間	66,860 円
合計				205,043 円

上表の経費は、理事会及び意見交換会に必ずしも直接関係する費用ではなく、開催県として理事会の出席者を「おもてなし」するために支出した間接的な費用と理解される。その場合、上表の経費のうち、日本酒（38,275 円）と山形舞子（66,860 円）は、理事会及び意見交換会の目的・趣旨に沿った経費として、過剰な「おもてなし」として考える。

また、上表の経費は、正味財産増減計算書（民間企業における損益計算書と同じ。）において、法人運営に必要な間接的な収入及び費用を計算する法人会計の経費として取り扱われている。平成 26 年度決算における法人会計は下表のとおり、12,448 千円の赤字が計上され、この赤字を、収益獲得を目的とする収益事業の黒字で補っている。なお、当該赤字補てんについては、公益法人会計基準において認められている制度である。

	金額（千円）	備考
経常収益	1,462	
経常費用	13,910	
当期経常増減額	△12,448	民間企業における経常利益に相当
他会計振替額	12,448	収益事業の黒字で補てん
当期一般正味財産増減額	0	

公益法人では、法人会計が赤字になることは珍しくないことであり、収益事業で確保された利益を公益目的事業及び法人会計に充当することは、他法人でも行われていることである。

ただし、本法人では、収益事業は県から 1 者随意契約で契約した積算・設計委託業務、市町村からの受託事業などで 90%以上を占め、当期経常増減額の確保に寄与している。つまり、上記のような理事会における経費が、公費で賄われていることとなる。通常であれば、全技協で集めた会費で賄うべきところである。

以上から、全技協の理事会及び意見交換会で支出した経費のうち、会議の目的・趣旨に鑑みて、必ずしも必要と考えられない日本酒（38,275 円）と山形舞子（66,860 円）については、本来公費で負担すべきではない不適切な支出と考える。今後、このような経費の支出がないように、予算編成の段階で経費科目ごとに具体的な費用の内容を記載するなどのガバナンス体制の強化を検討されたい。【意見】

(4) 旅費交通費の過大計上について

平成27年2月に支出した平成26年度全技協理事会への出席に係る旅費交通費について、宿泊料に関して過大支出があった。平成27年2月25日から27日にかけて、沖縄県で開催された理事会において、本法人から役員及び職員の合計3名が出席した。そのうち、役員に対して支給された宿泊料について、規程の適用誤りにより、過大に支給されたものである。

本法人が定める「旅費規程」によれば、「旅費の種類、支給方法等は山形県の例による。」とされている。

「旅費規程」より抜粋

(旅費の支給)

第2条 センターの役員、評議員及び職員が出張し、又は赴任した場合は、当該役員、評議員及び職員に対し、旅費を支給する。

2 旅費の種類、支給方法等は山形県の例による。

県では、「県職員等の旅費に関する条例」を下記の通り定めている。

「県職員等の旅費に関する条例」より抜粋

(旅費の支給)

第3条 職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第6条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、現地経費、宿泊料、食卓料、移転料、着後手当、扶養親族移転料、日当、支度料、旅行雑費及び死亡手当とする。

(中略)

7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

(宿泊料)

第20条 宿泊料の額は、宿泊先の区分に応じた別表第1の定額による。

別表第1

1 宿泊料及び食卓料

区分	宿泊料（1夜につき）		食卓料 （1夜につき）
	甲地方	乙地方	
	円	円	円
8級以上の職務にある者	14,800	11,800	2,600
7級以下3級以上の職務にある者	13,100	9,800	2,200
2級以下の職務にある者	10,900	7,800	1,700

備考 宿泊料の欄中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律（昭和25年法律第114

号) 別表第1の1の備考に定める甲地方の地域をいい、乙地方とは、その他の地域をいう。固定宿泊施設に宿泊しない場合には、乙地方に宿泊したものとみなす。

上記の乙地方に該当する沖縄県で、8級以上の職務に該当する役員に本来支出すべきだった宿泊料は11,800円にもかかわらず、13,100円で旅費計算が行われていた。誤りを速やかに補正するとともに、今後旅費計算が正しく行われるようにチェック体制の強化が必要である。【指摘事項】

第5 財産管理

1. 固定資産（有形・無形固定資産）

（概要）

主な固定資産は、庄内事務所の土地・建物・構築物、発注関係事務支援などの収益事業を実施するための什器備品、車両運搬具である。

上記以外に受話器、電話交換機、電子複合機をリース契約により使用している。

（実施した手続き）

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、管理は適切に実施されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧、固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った。

（監査の結果）

（1）所在不明、使用不可の固定資産

本法人が平成27年9月25日に自主的に実施した現物照合結果によると、以下の固定資産が不明又は使用不可の状態であった。

品目	平成26年度末 帳簿価額（円）	取得年月日	数量	備考
応接セット	1	平成12年4月21日	1	机が不明
ネットワーク ストレージ	1	平成14年2月8日	2	旧式のため使用不可
ノート型パソコン	4	平成17年3月28日	1	旧式のため使用不可
ネットワーク ストレージ	86,625	平成23年3月1日	1	故障のため使用不可

実在しない、又は使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。【指摘事項】

（2）固定資産管理に関する規定の明確化

本法人の経理規程には、固定資産の実地照合に関する規定がない。このため、固定資産が所在不明又は使用不可となっても、除却処理や固定資産台帳修正という適切な処理がなされなかったものと考えられる。

事業のために必要な固定資産を適切に管理し、貸借対照表においてその実態を示すためにも、年に1回は固定資産台帳と現物を照合する旨を規程に定めることが望ましい。【意見】

また、同経理規程には、固定資産の計上基準が定められていない。管理・現物照合の対象を明確にするために、例えば、「固定資産とは、耐用年数が1年以上で、かつ取得価額

10 万円以上の資産をいう。」などの規定を行い、固定資産の範囲を明確にすることが望ましい。【意見】

2. 現金預金

(概要)

本法人では小口現金を保有せず、基本的に現金は取り扱わない方針である。預金は、普通預金、譲渡性預金を有し、毎月、会計上の残高と金融機関などからの残高証明書、通帳又は証書と照合している。

(実施した手続き)

監査人は、預金は適切に保管され、定期的な照合や通帳記帳が行われ適切に管理されているかについて、担当者へのヒアリング、金庫などの視察、平成 26 年度末残高について残高証明書、通帳又は証書との照合を行った。

(監査の結果)

金庫などにおける預金の管理状況は良好であり、必要最低限のものが整然と保管されていた。また、平成 26 年度末残高について、会計上の残高と残高証明書などを照合した結果、両者は一致していた。

3. 資金運用

(概要)

平成 26 年度までの直近 5 年間の基本財産及び特定資産の運用状況は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①運用額	1,981,678 千円	2,114,144 千円	2,118,575 千円	2,120,497 千円	2,059,570 千円
②運用益	5,122,483 円	3,041,719 円	3,311,818 円	2,970,793 円	3,313,354 円
利回り (②÷①)	0.26%	0.14%	0.16%	0.14%	0.16%

(実施した手続き)

監査人は、資金運用の対象は適切か、運用事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人は、資金運用規程を定め、運用対象、理事会への資金運用状況の報告、運用事務手続などについて規定している。

平成 26 年度の運用については、普通預金又は譲渡性預金によって行われており、規程の以下の条項に準拠している。

「資金運用規程」より抜粋

(資金運用の対象)

第 5 条 資金運用の対象は、次のとおりとする。

- (1) 銀行等金融機関の預貯金
- (2) 国債、政府保証債及び地方債
- (3) その他、理事会が第 3 条第 3 項の原則に適合すると判断し、承認した運用対象

資金運用取引の際は、資金運用委員会の審査を経た上で、資金運用責任者が資金繰りを勘案し、必要資金を除いた余剰資金について運用先・金額を決定している。また、取引実行後のモニタリング体制として、毎年決算承認の理事会で、資金運用の状況について報告されており、規程に従って事務手続がなされている。

なお、平成 26 年度までは、県内金融機関の利回りを調査した上で相対取引により運用先を決定していたが、平成 27 年度以降は、1 年を超えた運用が可能な余剰資金の一部について見積合わせを行った上で決定している。競争の原理を働かせ、より効率的な資金運用を図る姿勢について評価できる。

4. 特定資産

(概要)

特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法などに制約が存在する資産である。平成 26 年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下のとおりである。

名称	積立目的 (財産目録より)	金額(千円)
退職給付引当資産	退職給付引当金見合資産	510,621
減価償却引当資産	減価償却累計額見合資産	83,442
地域振興技術研修基金	地域貢献事業 (公益目的事業) として使用	219,900
建設技術支援事業資金	公益目的保有財産であり、運用益は地域貢献事業 (公益目的事業) で使用	454,900
事務所整備積立資金	庄内事務所整備の積立資産で資産取得資金として管理	32,000
道路施設台帳システム整備資金	道路施設台帳システム関連整備の積立資産で資産取得資金として管理	127,000
経営安定積立資産	法人会計の積立資産であり運用益を使用	475,000

(実施した手続き)

監査人は、特定資産の積立・取崩は、設置目的に照らして適切か、事務手続は適切かに

ついて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、特定資産について以下の規程を定めており、積立・取崩は同規程に基づき適切に決定され、事務手続がなされていた。

名称	関連規程
退職給付引当資産	なし
減価償却引当資産	なし
地域振興技術研修基金	地域振興技術研修基金取扱規程
建設技術支援事業資金	建設技術支援事業資金取扱規程
事務所整備積立資金	資産取得資金取扱規程
道路施設台帳システム整備資金	資産取得資金取扱規程
経営安定積立資産	経営安定積立資産取扱規程

規程がない退職給付引当資産、減価償却引当資産についても、財産目録に記載された積立目的に従い、それぞれ退職給付引当金、減価償却累計額と同額が適切に積み立てられていることを確認した。

ただし、特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法などが制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法などについて年度を超えて統一的な運用が必要である。「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」（日本公認会計士協会）でも以下のとおり、規定化が望ましい旨が記載されている。

「公益法人会計基準に関する実務指針（その2）」Q10 A（1）より抜粋

(1) 特定の目的のための預金や有価証券等の金融資産

一般正味財産を財源とする特定資産とは、法人自らが特定の目的のために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、会館建設積立資産等がある。また、負債に対応する特定資産とは、負債の支払いに充てるために預金や有価証券等を当該資産の保有目的を示す科目で積み立てるものであり、例えば、退職給付引当金に対応する退職給付引当資産、預り保証金に対応する預り保証金引当資産等がある。

これらの特定資産は、次の事項を定めた取扱要領を作成することが望ましい。

- ① 目的
- ② 積立ての方法
- ③ 目的取崩の要件
- ④ 目的外取崩の要件
- ⑤ 運用方法
- ⑥ その他

よって、退職給付引当資産、減価償却引当資産についても、他の特定資産と同様、目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。

【意見】

5. 未収金

(概要)

主な未収金は、発注関係事務などの支援事業における土木工事などに関する設計等業務受託料である。

(実施した手続き)

監査人は、平成 26 年度末の貸借対照表に未収金として計上されている債権について、回収不能となっていないか、過去に回収不能となった実績はないかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 26 年度末の未収金は、包括外部監査の現地視察時点で全額入金済みである。また、過去に未収金として計上した債権が回収不能となった実績はないとの回答を得た。

6. 貯蔵品

(概要)

主な貯蔵品は、流域下水道の維持管理事業で使用する大型消耗品、技術力向上・技術支援事業で使用する共通仕様書である。

(実施した手続き)

監査人は、当年度包括外部監査の対象外である流域下水道の維持管理事業以外の貯蔵品について、実地棚卸や資産管理を適切に行っているか、評価方法は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、以下の経理規程に従い、平成 26 年度末に実地棚卸を実施しており、評価方法についても、取得原価により評価を行っていた。

「経理規程」より抜粋

(貯蔵品の価額)

第 29 条 材料及び貯蔵品（以下「貯蔵品等」という。）の価額は、購入又は生産に要した額とする。

2 貯蔵品等が変質、破損、減耗又は滅失したときは価額を低減又は削除し、その額を事

業外費用に計上する。

3 貯蔵品等を事業の用に供するために払い出す場合は、原則として取得原価を基準として、先入先出法により、その払出を整理する。

(貯蔵品等の棚卸)

第 30 条 貯蔵品等については、毎事業年度 1 回以上棚卸を行い、現品と帳簿等を照合して資産計上額の正確を保持する。

第6 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務ソフトとして、OHKEN の「公益大臣」をクラウド環境で使用している。クラウド環境であることから、利用サーバは、外部データセンターに設置し、常時監視が行われ、外部侵入や災害対策面で、安全で安定的な活用がなされていると言える。情報セキュリティに関しては、「情報セキュリティ対策マニュアル」(平成27年4月1日施行)に従って運用されている。

本法人では、基幹業務である「発注者支援」「技術力向上・技術支援」を通じて、様々な顧客情報、個人情報管理されている。扱いによっては、顧客情報、個人情報の漏洩という大きな問題を引き起こしてしまう可能性がある。ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の持出しが制限されているか、が重要である。

(実施した手続き)

監査人は、ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧、サーバ室の現地確認を行った。

(監査の結果)

本法人では、情報セキュリティ対策マニュアルに基づき、情報管理を行っている。

情報セキュリティ対策マニュアル

1. 目的

このマニュアルは、(公財)山形県建設技術センターの情報資産の気密性、完全性(保全性)及び可用性(availability=使用したいときに使用できること)を守るために、情報セキュリティ対策の「基本方針」及び具体的な対策を講ずるに当たっての「基準」を定めるものである。

2. 4 情報セキュリティ対策の基本的な考え方

(1) 機器障害に対する対策

情報システム機器を設置した施設への入退出管理を行うとともに、その安全性の確保を行う。

(2) 内部的脅威に対する対策

情報システム利用者に対し、情報セキュリティの研修を行い、システム防衛に必要な対策を講じる。

(3) 外部的脅威に対する対策

情報システムへの不正アクセスやウィルス被害が起こらないように必要な対策を講じる。

(4) 組織的対策

情報システムの運用及び緊急時の対策について組織的に対処するため、情報セキュリティ対策統括者等の設置や利用者等の責務を明確にする等、必要な対策を講じる。

平成 27 年 4 月 1 日 施行

上記の基本的な考え方は網羅的かつ明確であり、基本方針に不備はない。

(1) ID、パスワードの管理

情報セキュリティ対策マニュアルで定めている利用者 ID 及びパスワードの管理作成ルールは以下のとおりである。

3. 8 利用者 ID 及びパスワードの管理

運用管理者は、利用者の ID を速やかに発行しなければならない。また、パスワードについては、初期の仮パスワードを変更して使用させなければならない。

利用者は、自己の ID 及びパスワードの管理に関し、次の事項を守らなければならない。

- (1) 他人に ID を使用して情報システムにログインしないこと。
- (2) 自己のパスワードは他人に知られないように管理すること。
- (3) パスワードは十分な長さで数字、記号、アルファベットを混在させること。
- (4) 定期的にパスワードを変更すること。
- (5) パスワードの漏洩が疑われる場合や、忘れてしまった場合には運用管理者に連絡して、パスワードを変更しなければならない。

「(3) パスワードは十分な長さで数字、記号、アルファベットを混在させること。」「(4) 定期的にパスワードを変更すること。」の定義は曖昧であり、細則などによる定めもなされていない。システム上の使用は 3 桁以上の設定であれば数字のみでの設定も可能であり、システム上の制限も行われていない。このような状態では、情報セキュリティ対策マニュアルが形骸化し実効性を持たない。

少ない桁数によるパスワード設定や変更期間の長期化は、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人としての運用細則を定める必要がある。また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。【指摘事項】

ちなみに、県の財務・給与に関するシステムで設定しているパスワードの作成ルールは以下のとおりである。

- ・英字と数字が混在すること。
- ・適切な長さとする。 (8 文字以上 14 文字以内)
- ・6 か月に一回は変更すること。

- ・過去2回までに使用したパスワードは使用しないこと。
- ・推測されやすいもの（氏名や所属名等）はそのまま使用しないこと。

（2）記録媒体の使用について

情報セキュリティ対策マニュアルで定めている記録媒体の取扱いに関するルールは以下のとおりである。

3. 6 情報資産の持ち出し

利用者は、情報資産を外部に持ち出してはならない。ただし、次の場合は、利用責任者の口頭許可を得たうえで持ち出しができるものとする。

- （1）発注者に対し、受託した業務の成果品を提出する場合。
- （2）業務遂行上、他の機関に情報提供を行わなければならない場合。
- （3）勤務地の変更等により移動を行わなければならない場合。
- （4）外の機関でデータ入力作業を行わなければならない場合。
- （5）その他、利用責任者が必要と認めた場合。

本法人では、業務の成果品の提出に **CD-R** を使用し、また **USB** メモリを2台保有している。**USB** メモリは電算室に保管され、「**USB** メモリ等使用時の注意点」を文書化し、「**USB** メモリ等管理簿」で運用されており、適正に管理されている。

第4章 公益財団法人山形県生涯学習文化財団

第1 法人概要

1. 基本情報

(遊学館 (指定管理施設) - 外観)



(洗心庵 (指定管理施設) - 外観)



(文翔館 (指定管理施設) - 外観)



団体名称	公益財団法人 山形県生涯学習文化財団
所在地	山形市緑町一丁目2番36号「遊学館」内
設立年月日	平成2年2月21日
団体代表者	理事長 細谷 知行
所管部局	企画振興部 県民文化課
基本財産	0千円
資本金・出損金 (県割合)	特定資産 3,544,442千円 (3,478,870千円、98.1%)
主な出資者	山形県、その他
設立目的	県民の自発的な生涯学習及び文化活動並びに男女共同参画社会の形成促進を総合的に支援し、これらの活動を基盤とした生涯設計、社会生活の創造、地域文化の振興を図るとともに、地域社会の活性化を担う人材の育成に資することを目的として設立。
主な事業内容	<p>設立目的を達成するため、次の事業を行っている。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 生涯学習及び文化の振興並びに男女共同参画社会の形成に係る調査、研究、支援及び啓発等に関する事業 2. 先導的な生涯学習の講座及び研修会の開催並びに文化鑑賞の機会の充実に関する事業 3. 地域、企業等の生涯学習及び文化活動の指導者の育成、交流等に関する事業 4. 男女共同参画社会づくりを目的とした団体・グループの支援・交

	流・相談への対応、情報収集・提供等に関する事業 5. 地域の活性化を担う人材の育成に関する事業 6. その他、この法人の目的を達成するために必要な事業
情報公開 (HP)	http://www.gakushubunka.jp/

(沿革)

平成2年2月21日	財団法人山形県生涯学習人材育成機構として設立
平成2年7月28日	山形県生涯学習センターの管理を受託、自主事業の開始
平成7年10月1日	山形県郷土館「文翔館」の管理を受託
平成12年4月1日	財団法人山形県生涯学習文化財団に改称
平成13年4月1日	山形県男女共同参画センターの管理を受託
平成16年4月1日	財団法人山形県長寿社会推進機構の学習分野を当財団が承継
平成18年4月1日	指定管理者制度により、生涯学習センター、男女共同参画センター及び文翔館の指定管理者となる
平成21年4月1日	引き続き指定管理者となる(2期目、平成24年3月31日まで)
平成24年4月1日	公益財団法人に移行 引き続き指定管理者となる(3期目、生涯学習センター及び男女共同参画センターは平成27年3月31日まで、文翔館は平成29年3月31日まで)
平成25年7月16日	生涯学習センター分館・山形県緑町庭園学習文化施設「洗心庵」が開館 洗心庵の管理業務を受託
平成26年4月1日	洗心庵の指定管理者となる(平成27年3月31日まで)
平成27年4月1日	引き続き生涯学習センター(分館「洗心庵」を含む)及び男女共同参画センターの指定管理者となる(4期目、平成32年3月31日まで)

2. 役員・職員などの状況

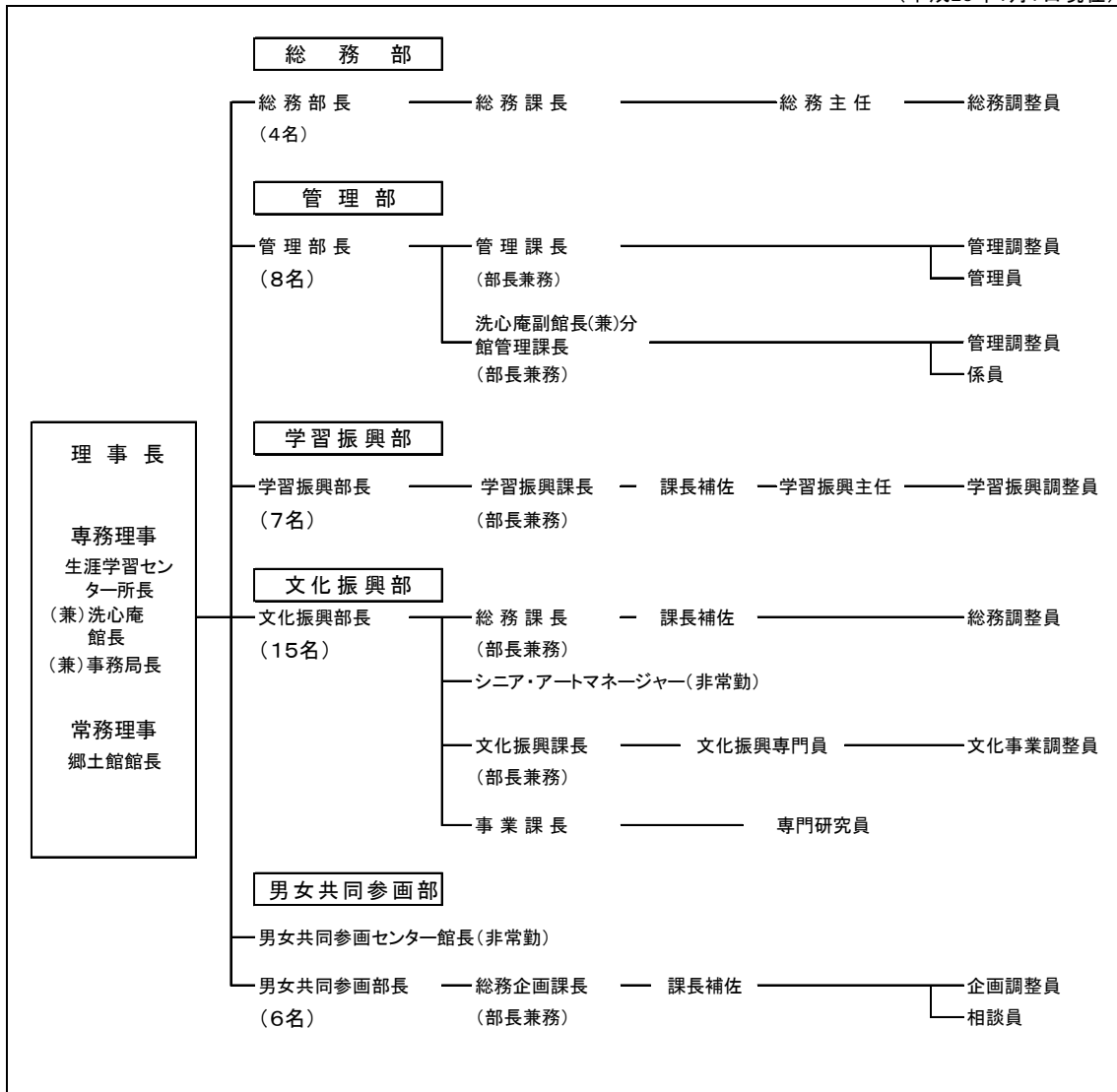
(単位：人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
役員数 <small>(理事・監事)</small>	常勤	2	2	2
	うち県職員	0	0	0
	うち県OB	2	2	2
	非常勤	8	8	8
	うち県職員	1	1	1
	うち県OB	1	1	1
職員数	常勤	37	37	37
	うち県職員	0	0	0
	うち県OB	8	8	9
	非常勤	0	0	0
	うち県OB	0	0	0
県職員計		1	1	1
県OB計		11	11	12

※各年度とも4月1日現在

3. 組織図

(平成26年4月1日現在)



4. 財務状況

(財政状態)

(単位:千円)

	平成24年度 (平成25年3月31日)	平成25年度 (平成26年3月31日)	平成26年度 (平成27年3月31日)
流動資産			
現金預金	36,126	27,676	26,580
未収金	7,477	10,224	7,454
その他	510	88	72
流動資産合計	44,112	37,989	34,106
固定資産			
基本財産	0	0	0
特定資産	3,650,654	3,565,133	3,483,816
生涯学習文化事業資産	3,629,731	3,544,442	3,461,731
生涯学習文化事業收藏品	15,700	15,700	15,700
車両運搬具	0	2,216	1,846
退職給付引当資産	5,222	2,776	4,539
その他	2,524	1,885	2,222
固定資産合計	3,653,178	3,567,018	3,486,038
資産合計	3,697,289	3,605,007	3,520,144
流動負債			
未払金	37,062	36,813	31,666
その他	2,585	188	1,236
流動負債合計	39,646	37,001	32,902
固定負債			
借入金	0	0	0
退職給付引当金	5,222	2,776	4,539
その他	0	0	0
固定負債合計	5,222	2,776	4,539
負債合計	44,869	39,777	37,441
指定正味財産	3,645,431	3,562,142	3,479,097
一般正味財産	6,989	3,089	3,605
正味財産合計	3,652,421	3,565,231	3,482,703
負債・正味財産合計	3,697,289	3,605,007	3,520,144

(損益の状況)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	378,233	380,308	383,753
財産運用益	32,133	29,314	30,284
事業収益	213,288	220,808	231,874
受取補助金等	18,550	18,506	14,978
受取負担金	8,597	10,935	8,429
その他	105,665	100,745	98,188
経常費用	382,241	384,208	383,237
事業費	375,135	377,057	368,690
管理費	7,106	7,151	14,546
当期経常増減額	△4,008	△3,900	516
2. 経常外収益	0	0	0
3. 経常外費用	0	0	0
当期経常外増減額	△0	0	△0
法人税及び法人住民税	0	0	0
当期一般正味財産増減額	△4,008	△3,900	516
一般正味財産期首残高	10,997	6,989	3,089
一般正味財産期末残高	6,989	3,089	3,605
II 指定正味財産増減の部			
特定資産運用益	34,001	29,269	29,860
受取寄附金	0	2,000	0
一般正味財産への振替額	△124,442	△114,559	△112,904
当期指定正味財産増減額	△90,440	△83,290	△83,044
指定正味財産期首残高	3,735,872	3,645,431	3,562,142
指定正味財産期末残高	3,645,431	3,562,142	3,479,097
III 正味財産期末残高	3,652,421	3,565,231	3,482,703

5. 県費受入状況

(県費受入額の推移)

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
補助金	18,550	18,506	14,978
受託金	207,789	234,160	227,204
借入金	-	-	-
出資金	3,562,581	3,478,870	3,397,689

※借入金及び出資金の金額は、各年度末の残高を記載している。

(平成 26 年度の県費受入状況)

(単位:千円)

区分	事業名	金額	
補助金	明るい長寿社会づくり推進事業	14,978	
受託金	生涯学習	山形県生涯学習センター管理運営	78,147
		山形県生涯学習センター分館（洗心庵）管理運営	14,219
		山形県男女共同参画センター管理運営	29,985
		山形県郷土館及び県政史緑地管理運営	100,974
		小計	223,325
	ふるさと塾アーカイブス運営管理等業務	1,810	
	文化人材育成事業	2,069	

6. 事業概要

(1) 事業の内訳

- ① 県民の生涯にわたる学習活動の推進に関する事業
- ② 県民の文化振興に関する事業
- ③ 男女共同参画社会の形成促進に関する事業
- ④ 施設の管理運営

(2) 各事業の内容

本法人の事業内容は下記のとおりである。

① 県民の生涯にわたる学習活動の推進に関する事業

様々な学習情報を総合的に提供するとともに、地域の生涯学習実践者や主体的に学習活動を実施する団体等を支援し、連携を強化するほか、子供からシニアまでの生涯にわたる学習活動の推進を行っている。

② 県民の文化振興に関する事業

やまがた文化の再発見、創造による文化力の向上を目指し、新たな文化の創造や芸術文化にふれる機会の拡充を図るとともに、文翔館をステージとする多様な芸術文化事業を実施し、文化事業の全県的展開及び県民文化活動の一層の振興を図っている。

③ 男女共同参画社会の形成促進に関する事業

男女共同参画推進の拠点である男女共同参画センターにおいて、各種研修会による人材育成、団体・グループ活動の支援、相談への対応、情報の収集・提供等の事業を実施し、男女共同参画社会形成に関する県民の活動に対して総合的な支援を行っている。

④施設の管理運営

ア. 遊学館及び洗心庵の管理運営

遊学館及び洗心庵施設の管理運営を行っている。

イ. 山形県郷土館及び県政史緑地管理運営

山形県郷土館及び県政史緑地の管理運営を行っているほか、文翔館収蔵品展、企画展等を実施している。

第2 組織・ガバナンス及び人件費

(組織・ガバナンス及び給与計算事務の概要)

1. 役員（理事・監事）について

本法人における理事及び監事の職務は、定款で下記のとおり定められている。

理事は、理事会を構成し、法令及び定款で定めるところにより、職務を執行する（定款第23条）。監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する（定款第24条）。

任期（定款第25条）は、理事及び監事ともに選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

役員の数及び選任方法は、下表のとおりとされている。

根 拠	員数：定款第21条 選任方法：定款第22条
員 数	・理事 7名以上10名以内 (理事長：1名 専務理事：1名 常務理事：1名) ・監事 2名以内
選 任 方 法	評議員会の決議によって選任 なお、理事長、専務理事及び常務理事は理事会の決議によって選定

また、平成27年度の役員は下表のとおりである。

(平成27年6月19日現在)

職名	区分	氏名	所属
理 事 長	非 常 勤	細谷 知行	山形県副知事
理 事	非 常 勤	寒河江 浩二	株式会社山形新聞社代表取締役社長
理 事	非 常 勤	熊谷 眞一	山形経済同友会代表幹事
理 事	非 常 勤	石原 弘迪	山形県私立学校総連合会会長
理 事	非 常 勤	東山 昭子	鶴岡市総合研究所研究顧問
理 事	非 常 勤	高木 直	山形大学名誉教授
専 務 理 事	常 勤	松田 洋一	県 OB
常 務 理 事	常 勤	峯田 喜八郎	県 OB
監 事	非 常 勤	柴田 健一	公認会計士・税理士
監 事	非 常 勤	三浦 秋夫	公益財団法人山形県埋蔵文化財センター専務理事

10名（理事：8名 監事：2名）

常勤役員は2名であり、その他の理事及び監事は非常勤役員である。本法人からの要請に基づき、常勤役員は全員県職員 OB が就任している。

次に、役員報酬については、評議員会において定める総額の範囲内で、報酬などの支給の基準に従って算定した額を支給することができる（定款第 27 条）。これを受け、本法人では、「役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程」において、役員及び評議員の報酬などを規定化している。

役職	報酬年額
理 事 長	無報酬
専 務 理 事	5,200,000 円以内
常 務 理 事	4,300,000 円以内

(単位：円)

勘定科目	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
事業費	6,864,919	7,517,329	6,350,955
管理費	1,653,544	1,741,237	3,262,523
合計	8,518,463	9,258,566	9,613,478
常勤役員数 (人)	2	2	2
一人あたり報酬	4,259,232	4,629,283	4,806,739

※上記、常勤役員数は各年度の 4 月 1 日現在の人数を記載している。なお、役員交代は、定期評議員会が開催される 6 月末である点に留意すること。

※上記の事業費及び管理費は、役員報酬として費用計上されたもののみを記載している。

2. 評議員について

本法人における評議員は評議員会を組織し、評議員会は法人のガバナンス確保のための最高の責任を負うため、下記の権限を保有している。

(定款第 15 条)

- ・ 理事及び監事の選任又は解任
- ・ 理事及び監事の報酬等の額
- ・ 評議員に対する報酬等の支給の基準
- ・ 貸借対照表及び正味財産増減計算書の承認
- ・ 定款の変更
- ・ 残余財産の処分
- ・ 基本財産の処分又は除外の承認
- ・ その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

評議員の任期（定款第 12 条）は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

評議員の員数及び選任方法は、下表のとおりとされている。

根 拠	員数：定款第 10 条 選任方法：定款第 11 条
員 数	10 名以上 15 名以内
選 任 方 法	・評議員会において実施

また、平成 27 年度の評議員は下表のとおりである。

(平成 27 年 6 月 19 日現在)

氏名	所属
小山 清人	山形大学学長
長南 博昭	山形県教育委員会委員長
大谷 駿雄	山形県芸術文化協会会長
花柳 衛優	公益社団法人日本舞踊協会山形県支部長
清野 伸昭	山形県商工会議所連合会会長
松田 一彦	山形県商工会連合会専務理事
長沼 良治	山形県農業協同組合中央会常務理事
金内 良一	山形県市長会事務局長
荒井 寛	山形県 PTA 連合会会長
菅間 裕晃	山形県高等学校長会会長
内田 鉄一	山形県私立短期大学協会会長
井上 みやま	国際コミュニケーションレディズクラブ会長
爲本 茜	演出家・俳優
齋藤 真幸	山形県企画振興部県民文化課長

14 名（全員非常勤）

次に、評議員の報酬については、定款第 13 条において、各年度の総額が 600,000 円を超えない範囲で、評議員会において定める報酬などの支給の基準に従って算定した額とされている。評議員は全員が非常勤のため、実際の支給額は評議員会への出席に対して、1 日 10,800 円が支給されているのみである。

3. 職員について

本法人の職員数の推移は下表のとおりである。

(単位：人)

		平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
職員数	常勤	37	37	37
	うち県職員	0	0	0
	うち県 OB	8	8	9
	非常勤	0	0	0
	うち県 OB	0	0	0
県職員計		0	0	0
県 OB 計		8	8	9
職員数に占める県職員数 (県 OB を含み、非常勤職員を除く)		21.6%	21.6%	24.3%

※各年度とも 4 月 1 日現在

職員の人件費については、「職員給与規程」「職員退職手当支給規程」及び関連要綱によって規定されている。

「職員給与規程」より抜粋

(給与)

第 2 条 給与は、給料、管理職手当、扶養手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、住居手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当及び義務教育等教員特別手当を支給する。

「職員退職手当支給規程」より抜粋

(退職手当の受給者)

第 2 条 退職手当は、職員が解雇され、退職（死亡による退職を除く。）し、又は失職したときはその職員に、死亡したときはその遺族に対し支給する。

(退職手当の支給制限)

第 9 条 退職手当は、職員が次の各号の一に該当する場合には支給しない。

(1) 山形県その他の法人等の身分を有する者

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、法人における役員及び評議員の選任、ガバナンス体制、県職員 OB の活用、職員の人件費事務の概要を把握するとともに、評議員会及び理事会の議事録の閲覧、並びに職員の人件費に係るサンプルを抽出

した取引に関して、本法人の「職員給与規程」、「職員退職手当支給規程」及び関連要綱に基づいて、給与計算事務手続きが実施されているかの検証を行った。また、扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当に関して、関連資料の照合を行った。さらに、給与計算事務の効率性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 給与計算事務について

「職員給与規程」、「職員退職手当支給規程」及び関連要綱に従い、平成 26 年度に届出及び認定のあった扶養手当、通勤手当、住居手当及び時間外勤務手当、並びに 1 か月分の給与計算事務について、抽出したサンプルに対して申請者からの届出及びその認定手続き、並びに給与計算から支給手続きまでを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

(2) 評議員会及び理事会における決議の省略について

本法人では、平成 26 年度において、評議員会、理事会が下表のとおり開催されている。

(評議員会 開催状況)

会議名	開催年月日	開催形式	議題
定時評議員会	平成 26 年 6 月 27 日	会議	【報告事項】 ・平成 25 年度事業報告について 【決議事項】 ・平成 25 年度決算について ・評議員の選任について ・理事の選任について ・監事の選任について
評議員会	平成 27 年 1 月 13 日	書面	評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程の一部改正について

(理事会 開催状況)

会議名	開催年月日	開催形式	議題
第1回 理事会	平成26年 6月11日	会議	【報告事項】 ・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況 【決議事項】 ・平成25年度事業報告について ・平成25年度決算について ・平成26年度収支予算の補正について ・役員等候補者の選出について ・平成26年度定時評議員会の招集について
理事会	平成26年 6月27日	書面	理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・理事長の選定について ・専務理事及び常務理事の選定について ・専務理事への事務局長職務の委嘱について
第2回 理事会	平成26年 12月3日	会議	【報告事項】 ・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況
理事会	平成26年 12月26日	書面	理事会の決議があったものとみなされた事項の内容 ・評議員会の決議の省略の決定 ・評議員会の決議事項の決定
第3回 理事会	平成27年 3月20日	会議	【報告事項】 ・代表理事及び業務執行理事の職務執行状況 【決議事項】 ・平成26年度収支予算の補正について ・平成27年度事業計画について ・平成27年度収支予算について ・就業規則の一部改正について

公益財団法人における「決議の省略」は第3章第2の3（3）に記載したとおりであるため、詳細な記載は省略する。

本法人において、平成27年1月13日に評議員会の決議があったものとみなされた事項「役員及び評議員の報酬など並びに費用に関する規程の一部改正について」は、定款で評議員会のみ認められている決議事項のひとつである。つまり、評議員会が理事会に対して、ガバナンス機能を発揮する重要な議案と言える。そのような議案を「決議の省略」により対応することは、評議員会のガバナンス機能が十分に発揮されない恐れもあるため、法令により認められているものではあるが、評議員会の決議の省略については、各案件の内容や緊急性等を総合的に勘案して判断するよう十分配慮されたい。【意見】

第3 収入

(収入事務の概要)

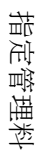
本法人における収入は、下表のとおり、大部分を県からの受託事業収益によって構成されている。

(単位：千円)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
経常収益	378,232	380,307	383,753
財産運用益	32,132	29,313	30,284
事業収益	213,288	220,807	231,873
自主事業収益	5,499	5,153	4,670
受託事業収益	207,789	215,655	227,204
受取補助金等	18,550	18,506	14,978
受取負担金	8,597	10,935	8,429
その他	105,664	100,745	98,188

平成26年度における県からの補助金及び受託事業収益の内訳は下表のとおりである。

(単位：千円)

区分	事業名	金額
補助金	明るい長寿社会づくり推進事業	14,978
受託金	 山形県生涯学習センター管理運営 山形県生涯学習センター分館（洗心庵）事業管理運営 山形県男女共同参画センター事業・管理 山形県郷土館及び県政史緑地管理運営	78,147
		14,219
		29,985
		100,974
		小計
	ふるさと塾アーカイブス運営管理等業務	1,810
	文化人材育成事業	2,069

本法人では、生涯学習センターは平成2年度から、文翔館は平成7年度から、男女共同参画センターは平成13年度から管理を受託し、平成18年度からは指定管理者として3施設の管理運営を行っている。また、洗心庵は平成26年度から指定管理者として管理運営を行っている。当法人の大部分の収入はこの指定管理料で占められている。

当該収益を計上するための収入事務については、「会計規程」によって定められている。

「会計規程」より抜粋

第4章 出納

(収入)

第16条 収入の調定は、収入伺（別記様式第14号）により行うものとし、収入の調定を行ったときは、請求書を発行するものとする。ただし、収入の性質上請求書の発行によりがたい場合は、この限りでない。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「会計規程」及び「事務代決及び専決に関する規程」に基づいて、収入事務手続きが実施されているかの検証を行った。

(監査の結果)

(1) 収入事務について

「会計規程」及び「事務代決及び専決に関する規程」に従い、平成26年度に計上されている受託事業収益、受取補助金等及び受取負担金について、サンプルを抽出し、県からの交付通知から収入調定、入金及び財務会計処理までを確認した結果、事務手続きは規程に基づいて行われていた。

第4 支出・契約

(支出・契約事務の概要)

本法人における支出・契約事務は、本法人の運営や自主事業に係る人件費、消耗品費、印刷製本費等のほか、指定管理業務に係る施設の維持管理費、業務委託費など、非常に多岐にわたっている。

本法人において、支出・契約事務については、「会計規程」によって定められている。

「会計規程」より抜粋

第5章 契約

(契約の方法)

第25条 売買、貸借その他の契約をしようとするときは、指名競争入札によらなければならない。

2 1件の金額50万円未満のとき又は指名競争入札によりがたいときは、前項の規定にかかわらず随意契約によることができる。ただし、随意契約の場合にあっては、極力2人以上の者から見積書を提出させなければならない。

(契約書の作成)

第26条 理事長は、契約書を締結しようとするときは、その履行に関し必要な条項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、1件の金額50万円未満の契約をする場合その他理事長が契約書を作成する必要がないと認めた場合は、契約書の作成を省略することができる。

(実施した手続き)

監査人は、本法人において、ヒアリング及び現地調査を行い、事務の概要を把握するとともに、サンプルを抽出した取引に関して、本法人の「会計規程」及び「事務代決及び専決に関する規程」に基づいて、支出・契約事務手続きが実施されているかの検証を行った。

また、随意契約を行っている場合の当該理由の妥当性についても併せて確認した。

(監査の結果)

(1) 「事務又は事業実施及び支出伺」の記載不備について

サンプル抽出した取引に関して、下表のとおり、「事務又は事業実施及び支出伺」に執行日の記載のない取引が複数確認された。

(単位:円)

件名	支払日又は未払計上日	金額
A氏及び託児謝金	H26.8.28	74,000
給水ポンプユニットヘッダー修理	H26.10.28	473,040
冷温水管保温修理	H27.3.31	494,640
遊学館清掃業務及びその他施設設備管理等業務(4月分)	H26.5.29	1,294,920
遊学館総合案内及び守衛業務(4月分)	H26.5.29	934,200
空調設備関係保守点検業務 前期分	H26.10.28	3,596,400
プロジェクター購入	H27.3.31	132,516
カメラ用レンズ	H27.3.31	183,600
生花(4月分)	H26.5.21	10,000
通路敷石 笠石補修工事	H26.5.21	486,000
旧県庁舎議事堂等修理点検業務	H26.6.26	353,160
ピアノ修繕	H27.2.25	1,451,719
4月分清掃業務	H26.5.29	1,093,068
県政史緑地植栽維持管理業務	H26.8.12	4,811,400

なお、監査はあくまでサンプルを抽出した上で実施しているため、今回確認された以外の取引についても同様に記載が漏れている可能性がある。

本法人の「会計規程」が定める様式には、起案年月日、執行年月日の記載欄があることから、決裁に基づき、確実に執行されていることを明らかにするためにも当該日付の記載を徹底することが必要である。【指摘事項】

(2)「文書管理規程」の見直しについて

本法人が定める「文書管理規程」において、起案における文書に施行年月日の記載を求める規定がない。決裁に基づき、確実に施行されていることを明らかにするためにも規定化が必要である。【指摘事項】

なお、規定化にあたっては、「山形県文書管理規程（下記参照）」を参考にされたい。

「山形県文書管理規程」より抜粋

(決裁文書の処理)

第32条 施行文書には、施行年月日を記入しなければならない。

2 起案者は、施行文書に番号を付けたときは、当該施行文書に係る番号及び施行年月日を、当該施行文書に係る決裁文書及び文書番号簿（別記様式第7号）に転記しなければならない。ただし、電子決裁システムその他の電子情報処理組織により番号が付されるときは、文書番号簿に転記することを要しない。

第5 財産管理

1. 固定資産（有形・無形固定資産）

（概要）

主な固定資産は、特定資産として保有する美術品、車両運搬具、その他固定資産として保有する車両運搬具、什器備品、ソフトウェアなどである。

なお、リース契約により使用している資産はない。

（実施した手続き）

監査人は、固定資産台帳に登録されている資産は実在するか、不稼働の資産はないか、管理は適切に実施されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧、固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った。

（監査の結果）

（1）使用不可の固定資産

固定資産台帳からサンプル抽出による実地確認を行った結果、以下の固定資産が使用不可の状態で見守られていた。

品目	平成26年度末 帳簿価額（円）	取得年月日	数量	備考
パーソナルコンピュータ	1	平成13年2月20日	1	資産 No.13
ノートパソコン	1	平成13年3月24日	1	資産 No.14

使用不可の固定資産については、会計上、除却処理を行い、固定資産台帳を修正する必要がある。【指摘事項】

（2）固定資産管理に関する規定の明確化

本法人では、会計規程で固定資産の実地照合について定められていないが、管理目的で自主的に年に1回、実施照合を行っている。ただし、目視により確認し、口頭で報告するのみであり、確認資料が保管されていなかった。

本法人では、遊学館や郷土館などの指定管理者として県有資産を管理しており、資産が県の所有か財団の所有かは重要な問題である。県有資産については、県所定の備品シールが貼付されており、指定管理の協定に基づき、年に1回、本法人が県の備品台帳と現物の照合を行い、照合結果について県に報告書を提出している。

県有資産と本法人の資産が明確に区分されていることを確認する意味でも、会計規程で現物照合について明文化し、実施結果を保管・報告する旨を定めることが望ましい。【意見】

2. 資金運用

(概要)

平成 26 年度までの直近 5 年間の基本財産及び特定資産の運用状況は以下のとおりである。

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
①運用額	3,967,109 千円	3,841,214 千円	3,720,171 千円	3,629,731 千円	3,544,441 千円
②運用益	32,725,778 円	32,259,402 円	32,132,755 円	29,313,601 円	30,284,075 円
利回り (②÷①)	0.825%	0.840%	0.864%	0.808%	0.854%

(実施した手続き)

監査人は、資金運用の対象は適切か、運用事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人では、資金管理方針を定め、対象、基本方針、運用対象、資金計画の策定などについて規定している。

平成 26 年度の運用については、普通預金及び定期預金、国債、地方債、地方公共団体金融機構債によって行われており、資金管理方針の以下の条項に準拠している。

「資金管理方針」より抜粋 第 7 リスク管理の基本原則 1 運用対象とする金融商品 資金運用の対象とする金融商品は、国債、政府保証債、地方債、地方金融機構債、大口定期預金、譲渡性預金、外貨預金（元本保証予約付）、スーパー定期預金、通知預金及び普通預金とする。
--

資金の運用方法については、資金管理方針の以下の規程に基づき、①日々使用する分については普通預金、②資金計画の中で今後 5 年以内に取り崩すこととなっている分については定期預金、③ 5 年超取崩しが見込まれない分については債券（5 年、10 年、20 年）により運用している。

「資金管理方針」より抜粋 第 5 資金運用の基本原則 1 資金の効率的な管理・運用を考慮し支払準備のために確保しておくことが適当な資金額（以下「支払準備資金」という。）については、金融機関の普通預金により運用する。 2 基本財産及び特定資産は、基本財産・特定資産計画に基づき将来の取崩しに支障のない資金については、債権による運用を優先する。債権による運用を行わない基金については、預金により運用する。

本法人は、上記のとおり、将来の資金収支についてより詳細に計画し、余剰資金を区分して運用することで、毎期の運用利回り 0.8%という効率的な運用を達成しているものと考えられる。県の他の出資等外郭団体においても参考にできる優良な事例である。

3. 特定資産

(概要)

平成 26 年度末の特定資産の内容及び積立目的は以下のとおりである。

名称	使用目的等 (財産目録より)	金額 (千円)
生涯学習文化事業資産 (定期預金)	事業目的資金として短期運用保有	500,000
(普通預金)	同上	13,000
(投資有価証券)	満期保有目的で保有	2,948,731
生涯学習文化事業収蔵品 (美術品等)	公益目的保有	15,700
車両運搬具	法人管理業務に供するため保有	1,846
退職給付引当資産	職員 1 名に対する退職金の支払に備えたもの	4,538

(実施した手続き)

監査人は、特定資産の積立・取崩は、設置目的に照らして適切か、事務手続は適切かについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

生涯学習文化事業資産の積立・取崩については、金額の枠を理事会で決定し、当該枠の範囲内で個別に伺書、伝票を作成し、承認の上行われている。退職給付引当資産は、退職給付引当金と同額となるよう適切に積み立てられている。

以上のとおり、事務手続及び金額は使用目的に照らして適切であるが、本法人では積立・取崩の方法を定めた規程を設けていない。特定資産とは、特定の目的のために使途、保有又は運用方法などが制約されている資産であることから、その積立・取崩額の決定方法などについて、年度を超えて統一的な運用が必要である。

また、第 3 章第 5 の 4 でも触れたが、「公益法人会計基準に関する実務指針 (その 2)」（日本公認会計士協会）において、特定資産について取扱要領を作成することが望ましいとされている。

よって、預金や有価証券などにより積み立てている特定資産については、その目的、積立の方法、取崩の要件、運用方法などを定めた取扱要領を作成することを検討されたい。【意見】

4. 未収金

(概要)

主な未収金は、負担金収入、生涯学習センターや文翔館などの施設利用料収入である。

(実施した手続き)

監査人は、平成 26 年度末の貸借対照表に未収金として計上されている債権について、回収不能となっていないか、過去に回収不能となった実績はないかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

平成 26 年度末の未収金は、包括外部監査の現地視察時点で全額入金済みである。また、過去に未収金として計上した債権が回収不能となった実績はないとの回答を得た。

第6 情報セキュリティ

(本法人におけるシステム利用の概要)

本法人では、会計・財務ソフトとして、ヒューマンライズ Uni 公益法人会計を使用している。また、3つの拠点において、それぞれの業務で使用するファイルサーバーを保有しており、それぞれの拠点で管理している。

本法人では、基幹業務である生涯学習部門（山形県生学習センター）、文化振興部門（山形県郷土館）、男女共同参画部門（山形県男女共同参画センター）の活動を通じて、様々な顧客情報、個人情報管理されている。扱いによっては、顧客情報、個人情報の漏洩という大きな問題を引き起こしてしまう可能性がある。ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の持出しが制限されているかが重要である。

(実施した手続き)

監査人は、ID 及びパスワード管理が適切になされているか、記録媒体などによる情報の持出しが制限されているかについて、担当者へのヒアリング、資料の閲覧を行った。

(監査の結果)

本法人には、「公益財団法人山形県生涯学習文化財団個人情報保護要綱（平成14年10月1日施行）」及び「公益財団法人山形県生涯学習文化財団個人情報保護事務取扱要領（平成14年10月1日施行）」が整備されているが、情報セキュリティに関する規程（セキュリティポリシー）が存在しない。早急に規程を整備する必要がある。【指摘事項】

ただし、「公益財団法人山形県生涯学習文化財団個人情報保護要綱」には以下の記載があり、情報の漏洩に関しては一定の定めがあると言える。

「公益財団法人山形県生涯学習文化財団個人情報保護要綱」

(電子情報処理組織による提供の制限)

第7条 財団は、公益上の必要があり、かつ、個人情報の保護のために必要な措置が講じられていると認められるときを除き、電子計算機（入出力装置を含む。）と入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報組織（財団が保有する個人情報を財団以外のものが随時入手し得るものに限る。）を使用して、個人情報を財団以外のものに提供してはならない。

(適正管理)

第8条 財団は、その保有する個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 財団は、個人情報を取り扱う事務の目的の達成に必要な範囲内で、個人情報を正確かつ最新なものに保つよう努めなければならない。

3 財団は、保有する必要のなくなった個人情報を、確実に、かつ、速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(1) ID、パスワードの管理

ID 及びパスワードの管理は個人任せであり、桁数や定期的な変更ルールなどは定められていない。システム上は、会計 PC に関しては4桁以上の設定であるが、その他の PC については、1桁でも設定が可能であり、極めてセキュリティが脆弱である。

少ない桁数によるパスワード設定や変更期間の長期化は、情報セキュリティを脆弱にするリスクがある。顧客情報、個人情報保護の観点からも、最低桁数や変更期間など、本法人として規定を行う必要がある。また、システム上の制限設定や定期的なモニタリングも必要である。【指摘事項】

(2) 記録媒体の使用について

本法人では、記録媒体として USB メモリを保有しているが、取扱いのルールがなく、保管場所の定めもない。

様々な顧客情報・個人情報を有する本法人としては、外部記録媒体の取扱いに関するセキュリティが十分に確保されていないと言える。外部記録媒体の保管方法、貸出方法などに関するルールを定め、情報セキュリティを確保する必要がある。【指摘事項】